

ぎのわんスマイルクーポン事業
よくあるご質問（案）

事業者様向け

Q. 本社が宜野湾市所在で店舗（支店など）が市外所在の場合、取扱い店舗登録できますか？
A. 宜野湾市内の店舗のみで取扱うことができます。（市外本社の場合でも市内に店舗が所在であれば取扱う事ができます。）

Q. 家族 4 人で 2 泊のお客様ですが、クーポン券は何枚差し上げれば良いですか？
A. 人数や宿泊数に限らず 1 室 1 回のチェックインにつき 1 回の配布までですので 3 枚となります。ただし、同じお客様が同一の宿泊施設でも連泊ではなく、新たにご宿泊（チェックイン）契約であれば新規のお客様とみなし、配布を受ける対象となります。

Q. 当宿泊施設には飲食店舗や物販店舗がないので、宿泊料金のお支払いにご利用いただく事はできませんか？
A. 宿泊料金のお支払いには利用できませんが、宿泊料金に含まれない飲食サービス（ルームサービス等）等へはご利用いただけます。

Q. 宿泊施設ではないので「事業者参加申込書」の客室数は空欄でも申し込みはできますか？
A. はい、可能です。
「事業者参加申込書」は宿泊施設と一般事業所で統一して使用しています。客室数は必須事項と記載していますが、一般事業所の方は空欄で提出していただいて問題ございません。

Q.
A.

ご利用のお客様向け

Q. クーポン券はどこで利用できますか？
A. 宜野湾市内の事業参加店（当会 HP、店頭ポスターにて掲示）でご利用いただけます。

<https://ginowan.info/>

Q. クーポン券はお釣りも出ますか？
A. お釣りは出ません。また、換金や転売もできません。



Q. クーポン券が使えない業種を教えてください。

A. 当会 HP で紹介されていない店舗、または店頭でポスターが掲示されていない店舗でのご利用はできません。また、交通機関（バス・タクシー等）の料金、パチンコ店やマージャン店、公共料金の支払い、趣味・資格取得等の為の料金、通信販売、反社会的勢力に関わる事業等を含む社会通念上、健全でないとされる事業にはご利用できません。